平成２９年（フ）第１２１号
香川県小豆郡土庄町甲278番地４
破産者　池本　松**廣**
1　決定年月日　平成29年12月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
高松地方裁判所民事部破産・再生係

平成２９年（フ）第９０号
愛媛県松山市道後樋又７番27号　メゾン・ド・ルー道後樋又マークⅡ　515
破産者　和田　　泰
1　決定年月日　平成29年12月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
松山地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第１３０号
佐賀県神埼市千代田町直鳥793番地11
破産者　島　加代子（旧姓円田）
1　決定年月日　平成29年12月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２９年（フ）第１６６号
佐賀市田代２丁目７番３号　かえで102、前住所佐賀市材木２丁目８番31号
破産者　高岸　宏樹
1　決定年月日　平成29年12月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２９年（フ）第１９４号
佐賀県多久市北多久町大字小侍3773番地３
破産者　松永　浩史
1　決定年月日　平成29年12月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２９年（フ）第２６３号
熊本市西区田崎２丁目４番19号　プレアール田崎306号、前住所熊本市北区鶴羽田３丁目15番32号
破産者　浅川　次郎
1　決定年月日　平成29年12月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２９年（フ）第２６４号
熊本市西区田崎２丁目４番19号　プレアール田崎306号、前住所熊本市北区鶴羽田３丁目15番32号
破産者　浅川ミエ子
1　決定年月日　平成29年12月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２９年（フ）第１３号
熊本県山鹿市鹿本町下分田981番地１
破産者　古閑　洋樹
1　決定年月日　平成29年12月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所山鹿支部破産係

平成２９年（フ）第２３９号
宮崎市高洲町57番地５
破産者　日高　敏裕
1　決定年月日　平成29年12月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
宮崎地方裁判所破産係

破産手続終結及び免責許可決定

平成２９年（フ）第２０６号
神奈川県足柄上郡山北町皆瀬川891番地１
破産者　海老原喜一
1　決定年月日　平成29年11月28日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２８年（フ）第７４６号
神奈川県秦野市萩が丘１番10号　ラ・カーザ・コーモダⅢ　102号、破産手続開始決定時の住所神奈川県秦野市渋沢１丁目31番21号
破産者　金丸　元重
1　決定年月日　平成29年11月29日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２９年（フ）第１２３号
神奈川県厚木市妻田南２丁目９番29―303号、前住所神奈川県厚木市妻田東１丁目６番52―201号
破産者　小田部賢一
1　決定年月日　平成29年11月29日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２９年（フ）第１６号
鹿児島県鹿屋市東原町6040番地
破産者　梅北　雄一
1　決定年月日　平成29年11月29日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所鹿屋支部破産係

平成２９年（フ）第５８１号
札幌市西区山の手３条２丁目４番12―402号
破産者　原　　裕子
1　決定年月日　平成29年11月30日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第１１９７号
札幌市白石区菊水元町１条３丁目３番20―204号
破産者　上杉　　誠
1　決定年月日　平成29年11月30日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第２１号
宮城県大崎市古川旭１丁目４番７号　サニーハイツ106号、開始決定時の住所宮城県大崎市田尻北牧目字新田８番地１
破産者　師　　勝
1　決定年月日　平成29年11月30日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所古川支部破産係

平成２８年（フ）第２７号
新潟県三条市今井126番地
破産者　吉岡　一榮
1　決定年月日　平成29年11月30日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所三条支部